

2008年6月20日

国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

(写) 国土交通省海事局総務課 課長補佐 植木 孝様

津幡町・市民グループ「風」

要 望 書

2008年4月30日、みどり市と津幡町は(仮称)ボートピア津幡設置に関する協定書を締結致しました。しかし、地元合意三要件のうち地元同意は無効です。(仮称)ボートピア津幡設置を認めないよう要望します。

捏造された「地元同意」は無効である

①舟橋区によると、(仮称)ボートピア津幡の地元同意は、2005年5月21日の第二回舟橋地区総会(第一回目は出席が少なく流会)で、全世帯数125のうち、参加41(賛成36、反対5)、不参加19、委任状65で決定したとのこと。しかし、その後の調査で、総会ではなく説明会であり、しかも業者(㈱グットワン、WF企画)、推進議員(山崎太市津幡町議会議員)の同席の中、反対表明がしにくい挙手という形で賛否をとったことが明らかになりました。また、委任状のとり方にも問題があります。詳しい説明がないままに、ボートピアがどういうものか分からないまま委任状を書いた人も多く、反対でも名前を書いてと言われて書いた人も複数います。2008年2月5日付け貴総務課水谷調整官の調査資料(同封資料No.3)では対象世帯数125のうち参加41及び委任状68で、採択の結果、賛成103(内訳:参加者35、委任状68)、反対5、無効17をもって承認されたとなっておりますが、重要な数字が一致していません。尚、示された委任状(同封資料No.3)を舟橋区の住民の方々に見てもらったところ、全く記憶がなく、当時の委任状とは違うものではないかとのこと。確認のために舟橋区長に、委任状の開示を再度求めましたが強固に拒否、また津幡町と議会にも精査を求めましたが、地元舟橋区が決めたのだから関知するところではないと、未だに真実は明らかになっていません。

②この程、2005年4月24日の役員班長会の資料が、地元住民からあらたに提供されました。固定資産税、法人住民税、環境整備費の合計で年間1億円以上津幡町に入るとか、地元舟橋区を中心に、臨時的ではなく、本採用として100名程度の雇用が発生し安定した職場が提供されるなど、到底実現はあり得ない、誇大広告とも言えるいい加減な甘い条件が提示されています。又、「津幡町議会で視察に青森・三戸(ボートピアなんぶ)へ行かれた」とあり、既に津幡町議会も諸手を挙げて賛成している企業誘致であるという印象を住民に与え、役員も出席者も反対できない状況であったことが明らかです

③2007年5月ボートピア推進本部に(仮称)ボートピア津幡について問い合わせをしたところ、WF企画、㈱グットワンからの申し入れもなく、推進本部の事業者ではない回答でした。ボートピア設置活動要領からみてもルールに則った地元同意とは言えません。

④2007年3月に開かれた国土交通委員会議録第7号の議事録には、穀田議員の質問に対して、冬柴国土交通大臣、富士原政府参考人は「ボートピア設置に係わる手続きと住民同意について」において、実質的な同意を得るためには、当然、大切な情報が広く住民の方々にも周知されていないといけないうわけでございますし、また、その地元住民の同意というのが、多くの方々の意向を反映していると言えるようなものでなければならぬと思います」「地元の民意を反映するという意味で、どのようなプロセスでその合意がなされたのかということは非常に大事な点」と答弁され、確認されています。舟橋地区の「地元からの請願」は正常な手続きによる「住民の賛意」を反映していないのは明白です。

同封資料

- No.1 2005,4,24 舟橋役員班長会案内と WF 企画の誘致に関する資料
- No.2 風 つうしんNo.6
- No.3 地元同意の確認書